

保医発 0130 第 2 号
令和 8 年 1 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 8 年 2 月 1 日から適用することとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 2 （62）の次に次を加える。

- (63) トキソプラズマ I g G 抗体アビディティーは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）研究班による「トキソプラズマ妊娠管理マニュアル」に従い、トキソプラズマ I g M 抗体陽性でスピラマイシンを服用している妊娠満 16 週未満の妊婦において、C L I A 法により血清又は血漿中のトキソプラズマ I g G 抗体アビディティーを測定した場合に、原則として一連の治療において 1 回に限り、本区分の「60」H T L V - I 抗体（ウェスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数を準用して算定する。「14」のトキソプラズマ抗体と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。なお、医学的な必要性から、本検査を 2 回算定する場合又は妊娠満 16 週以降の妊婦に対して当該検査を算定する場合は、そ

の理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- (64) 抗AAVrh74抗体は、デュシェンヌ型筋ジストロフィー患者に対して、デランジストロゲン モキセパルボベクの適応の判定の補助を目的として、ECLIA法により実施する場合に、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「66」抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体の所定点数を準用して、関連学会の定める適正使用指針において定められた実施施設基準を満たす保険医療機関において、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。ただし、2回以上算定する場合は、その医療上の必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2 別添1の第2章第3部第1節第1款D023 (41) の次に次を加える。

- (42) ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出（喀痰/気管支肺胞洗浄液）は、重症肺炎と診断された場合であって、喀痰又は気管支肺胞洗浄液を検体として、30 項目以上のウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子の検出をマイクロアレイ法（定性）により同時に行った場合に、本区分の「22」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの）、結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出と「D019」細菌薬剤感受性検査の「3」3菌種以上の所定点数を合算して、一連の治療につき1回に限り算定する。なお、検査を実施した年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア 本検査は、以下のいずれかに該当する場合に算定できる。

- (イ) 「A300」救命救急入院料、「A301」特定集中治療室管理料、「A301-4」小児特定集中治療室管理料、「A302」新生児特定集中治療室管理料、「A302-2」新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料又は「A303」総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料を算定する病床で集中治療が行われた場合。

- (ロ) (イ)に掲げる病床以外の病床で、(イ)に掲げる病床で行われる集中治療に準じた治療が行われた場合。なお、この場合においては、治療内容を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ 一連の治療期間において別に実施した以下の検査については別に算定できない。

- (イ) 「D012」感染症免疫学的検査「4」のマイコプラズマ抗体定性
(ロ) 「D012」感染症免疫学的検査「4」のマイコプラズマ抗体半定量
(ハ) 「D012」感染症免疫学的検査「11」のウイルス抗体価（定性・半定量・定量）（1項目当たり）において算定対象として掲げられているもののうち、インフルエンザウイルスA型、インフルエンザウイルスB型、パラインフルエンザウイルスI型、パラインフルエンザウイルスII型、パラインフルエンザウイルスIII型又はRSウイルスに関する検査

- (ニ) 「D 0 1 2」感染症免疫学的検査「22」のインフルエンザウイルス抗原定性
 - (ホ) 「D 0 1 2」感染症免疫学的検査「24」のRSウイルス抗原定性
 - (ヘ) 「D 0 1 2」感染症免疫学的検査「25」のヒトメタニューモウイルス抗原定性
 - (ト) 「D 0 1 2」感染症免疫学的検査「27」のマイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)
 - (チ) 「D 0 1 2」感染症免疫学的検査「36」のマイコプラズマ抗原定性(F A法)
 - (リ) 「D 0 1 2」感染症免疫学的検査「38」のアデノウイルス抗原定性(糞便を除く。)
 - (ヌ) 「D 0 1 2」感染症免疫学的検査「41」の肺炎球菌莢膜抗原定性(尿・髄液)
 - (ル) 「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査「6」のマイコプラズマ核酸検出、インフルエンザ核酸検出
 - (ヲ) 「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査「7」のレジオネラ核酸検出
 - (ワ) 「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査「13」の肺炎クラミジア核酸検出
 - (カ) 「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査「17」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出
- ウ 本検査は以下の施設基準及び対象患者の基準を満たした場合に限り算定可能とする。

① 施設基準

(イ) から (ハ) までのいずれにも該当すること。

(イ) 感染症に係る診療を専ら担当する常勤の医師（専ら感染症に係る診療の経験を5年以上有するものに限る。）が1名以上又は臨床検査を専ら担当する常勤の医師（専ら臨床検査を担当した経験を5年以上有するものに限る。）が1名以上配置されていること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。

(ロ) 次のいずれかの施設基準の届出を行った保険医療機関であること。

ア 「A 3 0 0」救命救急入院料の「1」から「4」までのいずれか

イ 「A 3 0 1」特定集中治療室管理料の「1」から「6」までのいずれか

ウ 「A 3 0 1－4」小児特定集中治療室管理料の「1」又は「2」のいずれか

エ 「A 3 0 2」新生児特定集中治療室管理料の「1」又は「2」の

いずれか

オ 「A303」総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料

(ハ) 「A234-2」感染対策向上加算の「1」又は「2」のいずれかの施設基準の届出を行った保険医療機関であること。

② 対象患者

i 又は ii のいずれかに該当すること。

i 小児においては、日本小児呼吸器学会及び日本小児感染症学会の「小児呼吸器感染症診療ガイドライン」における小児市中肺炎の重症度分類で重症と判定される患者

ii 成人においては、日本呼吸器学会の「成人肺炎診療ガイドライン」における市中肺炎若しくは医療・介護関連肺炎の重症度分類で重症以上又は院内肺炎の重症度分類で中等症以上と判定される患者

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和6年3月5日保医発 0305 第4号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1 ～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 1 (略) D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1)～(62) (略) <u>(63) トキソプラズマ I g G 抗体アビディティーは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) 研究班による「トキソプラズマ妊娠管理マニュアル」に従い、トキソプラズマ I g M 抗体陽性でスピラマイシンを服用している妊娠満 16 週未満の妊婦において、C L I A 法により血清又は血漿中のトキソプラズマ I g G 抗体アビディティーを測定した場合に、原則として一連の治療において 1 回に限り、本区分の「60」H T L V－I 抗体 (ウエスタンブロット法及びラインブロット法) の所定点数を準用して算定する。「14」のトキソプラズマ抗体</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1 ～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 1 (略) D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1)～(62) (略) (新設)

と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。なお、医学的な必要性から、本検査を2回算定する場合又は妊娠満16週以降の妊婦に対して当該検査を算定する場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- (64) 抗AAVrh74抗体は、デュシェンヌ型筋ジストロフィー患者に対して、デランジストロゲン モキセパルボベクの適応の判定の補助を目的として、ECLA法により実施する場合に、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「66」抗アデノ随伴ウイルス9型（AAV9）抗体の所定点数を準用して、関連学会の定める適正使用指針において定められた実施施設基準を満たす保険医療機関において、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。ただし、2回以上算定する場合は、その医療上の必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

D013～D022 （略）

D023 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(41) （略）

- (42) ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出（喀痰/気管支肺胞洗浄液）は、重症肺炎と診断された場合であつて、喀痰又は気管支肺胞洗浄液を検体として、30項目以上のウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子の検出をマイクロアレイ法（定性）により同時に行った場合に、本区分の「22」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの）、結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出と「D019」細菌薬剤感受性検査の「3」3菌種以上の所定点数を合算して、一連の治療につき1回に限り算定する。なお、検査を実施した

D013～D022 （略）

D023 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(41) （略）

（新設）

年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア 本検査は、以下のいずれかに該当する場合に算定できる。

(イ) 「A300」救命救急入院料、「A301」特定集中治療室管理料、「A301-4」小児特定集中治療室管理料、「A302」新生児特定集中治療室管理料、「A302-2」新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料又は「A303」総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料を算定する病床で集中治療が行われた場合。

(ロ) (イ)に掲げる病床以外の場所で、(イ)に掲げる病床で行われる集中治療に準じた治療が行われた場合。なお、この場合においては、治療内容を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ 一連の治療期間において別に実施した以下の検査については別に算定できない。

(イ) 「D012」感染症免疫学的検査「4」のマイコプラズマ抗体定性

(ロ) 「D012」感染症免疫学的検査「4」のマイコプラズマ抗体半定量

(ハ) 「D012」感染症免疫学的検査「11」のウイルス抗体価（定性・半定量・定量）（1項目当たり）において算定対象として掲げられているもののうち、インフルエンザウイルスA型、インフルエンザウイルスB型、パラインフルエンザウイルスI型、パラインフルエンザウイルスII型、パラインフルエンザウイルスIII型又はRSウイルスに関する検査

(ニ) 「D 0 1 2」感染症免疫学的検査「22」のインフルエンザウイルス抗原定性

(ホ) 「D 0 1 2」感染症免疫学的検査「24」のRSウイルス抗原定性

(ヘ) 「D 0 1 2」感染症免疫学的検査「25」のヒトメタニューモウイルス抗原定性

(ト) 「D 0 1 2」感染症免疫学的検査「27」のマイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)

(チ) 「D 0 1 2」感染症免疫学的検査「36」のマイコプラズマ抗原定性 (F A法)

(リ) 「D 0 1 2」感染症免疫学的検査「38」のアデノウイルス抗原定性 (糞便を除く。)

(ヌ) 「D 0 1 2」感染症免疫学的検査「41」の肺炎球菌莢膜抗原定性 (尿・髄液)

(ル) 「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査「6」のマイコプラズマ核酸検出、インフルエンザ核酸検出

(ヲ) 「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査「7」のレジオネラ核酸検出

(ワ) 「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査「13」の肺炎クラミジア核酸検出

(カ) 「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査「17」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出

ウ 本検査は以下の施設基準及び対象患者の基準を満たした場合に限り算定可能とする。

① 施設基準

(イ) から (ハ) までのいずれにも該当すること。

(イ) 感染症に係る診療を専ら担当する常勤の医師(専

ら感染症に係る診療の経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上又は臨床検査を専ら担当する常勤の医師(専ら臨床検査を担当した経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上配置されていること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。

(ロ) 次のいずれかの施設基準の届出を行った保険医療機関であること。

ア 「A300」救命救急入院料の「1」から「4」までのいずれか

イ 「A301」特定集中治療室管理料の「1」から「6」までのいずれか

ウ 「A301-4」小児特定集中治療室管理料の「1」又は「2」のいずれか

エ 「A302」新生児特定集中治療室管理料の「1」又は「2」のいずれか

オ 「A303」総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料

(ハ) 「A234-2」感染対策向上加算の「1」又は「2」のいずれかの施設基準の届出を行った保険医療機関であること。

② 対象患者

i 又は ii のいずれかに該当すること。

i 小児においては、日本小児呼吸器学会及び日本小児

<u>感染症学会の「小児呼吸器感染症診療ガイドライン」</u> <u>における小児市中肺炎の重症度分類で重症と判定さ</u> <u>れる患者</u> <u>ii 成人においては、日本呼吸器学会の「成人肺炎診療</u> <u>ガイドライン」における市中肺炎若しくは医療・介護</u> <u>関連肺炎の重症度分類で重症以上又は院内肺炎の重</u> <u>症度分類で中等症以上と判定される患者</u> D 0 2 3 - 2 ~ D 0 2 5 (略) 第 2 款 (略) 第 3 節・第 4 節 (略) 第 4 部～第 14 部 (略) 第 3 章 (略)	D 0 2 3 - 2 ~ D 0 2 5 (略) 第 2 款 (略) 第 3 節・第 4 節 (略) 第 4 部～第 14 部 (略) 第 3 章 (略)
---	---